



議案第十八号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正するものとする

昭和卅九年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅乙

昭和卅九年三月九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十三年三勅令第四十九号)
の一部を次のように改正する
中二条に規定する報酬を次のように改める

議長	月額	二〇、〇〇〇円以内
副議長	〃	一六、〇〇〇円以内
議員	〃	一三、〇〇〇円以内

中五条中二項中「百分の百九十」とあるを「百分の二百」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行し昭和三十八年十月一日より適用する